

役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山口市社会福祉協議会の会長、理事、監事、評議員及び委員（以下「役員等」という。）の報酬又は交通費の支給方法を定めることを目的とする。

(報酬の額及び支給方法)

第2条 前条に掲げる者の報酬の額は、次のとおりとする。

- (1) 会長 月額 50,000円
- (2) 理事、監事 1回 5,000円
- (3) 評議員 1回 3,000円

2 報酬の支給方法は、会長においては、職員給与規程により支給するものとし、理事、監事及び評議員においては、その都度支給するものとする。

3 次の各号に掲げる委員は無報酬とする。

- (1) 評議員選任・解任委員
- (2) 第三者委員
- (3) 生活福祉資金貸付調査委員
- (4) 山口市地域福祉活動計画策定・推進委員

(交通費の額及び支給方法)

第3条 第1条に掲げる理事、監事、評議員及び委員の交通費の額は、私有車を使用したときに、1キロメートルにつき20円を支給するものとする。

2 第1条に掲げる会長の交通費の額は、私有車を使用したときに、次の基準で支給するものとする。

片道の通勤距離	支給月額
2km未満	なし
2km以上5km未満	800円
5km以上10km未満	1,700円
10km以上15km未満	2,600円
15km以上20km未満	3,600円
20km以上25km未満	4,600円
25km以上30km未満	5,500円
30km以上35km未満	6,500円
35km以上40km未満	7,400円
40km以上	8,400円

- 3 交通費は、役員等の自宅若しくは職場から本会本所までの往復として計算する。
- 4 前項の規定により通算した距離が、1キロメートル未満の端数を生じた場合、これを切り捨てるものとする。

(その他)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、理事会の承認を得て会長が定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成17年6月1日から施行し、改正後のこの規程は、平成17年4月1日より適用する。

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成30年11月8日から施行する。

(施行期日)

この規程は、平成31年1月1日から施行する。